

○総務省告示第二百三十二号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

使用する無線設備の区別

識別符号の符号長

〔二〇八 略〕

九 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第六号イに規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備

(1) 無線設備規則第九条の四第七号ロに規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあつては、二九ビット
(2) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、二八ビット

九の二 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第六号イに規定する時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備

〔略〕

九の三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第六号ロに規定する時分割・直交周波数

〔略〕

一 〔同上〕

〔同上〕

〔二〇八 同上〕

九 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第三号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備

(1) 無線設備規則第九条の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあつては、二九ビット
(2) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、二八ビット

九の二 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備

〔同上〕

九の三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割・直交周波数分

〔同上〕

<p>分割多元接続方式デジタルコードレス電 話の無線局（以下「時分割・直交周波数 分割多元接続方式デジタルコードレス電 話の無線局」という。）の無線設備</p>	
<p>〔一〇五 略〕</p>	
<p>割多元接続方式デジタルコードレス電話 の無線局（以下「時分割・直交周波数分 割多元接続方式デジタルコードレス電話 の無線局」という。）の無線設備</p>	
<p>〔一〇五 同上〕</p>	
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	